

公益社団法人日本地理学会代議員選挙規程

2011年5月
2013年6月改定

(目 的)

第1条 代議員選挙は、公益社団法人日本地理学会定款のほか、この規程に基づくものとする。

(選挙事務の管理)

第2条 選挙事務は、公益社団法人日本地理学会細則に定める選挙管理委員会が管理する。

2 この規程に定めるもののほか、選挙事務に関して必要な事項は、理事会がこれを定める。

(投 票)

第3条 投票は、地区別投票（定数40名）及び一般投票（定数80名）とし、これらを同時に行う。

第4条 地区別投票における地区の区分とその定数は次のとおりとする（かっこ内は対象都道府県名）。

北海道地区（北海道）	2名
東北地区（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）	2名
関東地区（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川）	20名
中部地区（新潟、富山、石川、福井、長野、山梨、岐阜、静岡、愛知）	4名
近畿地区（三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）	6名
中国地区（鳥取、島根、岡山、広島、山口）	2名
四国地区（徳島、香川、愛媛、高知）	2名
九州地区（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）	2名

(開 票)

第5条 地区別投票、一般投票の順に開票し、得票数の多い順に定数分の当選者を決定する。

2 定数内の最下位の得票者の得票数が同数であるときは、年長の者を当選者とする。

3 連続8年にわたる代議員経験者は、その直後の2年間代議員になることができない。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は理事会が行う。

付 則

1 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の規定による公益認定を受けた日から施行する。

2 付則1の規定にかかわらず、社団法人日本地理学会総会の議を経て、公益社団法人日本地理学会細則および本規程による代議員選挙をあらかじめ実施する。

公益社団法人日本地理学会役員予定者予備選挙規程

2012年4月

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本地理学会定款第24条に基づき役員を選任を円滑に行うために、役員予定者の予備選挙について定めることを目的とする。

(選挙事務の管理)

第2条 選挙事務は、公益社団法人日本地理学会細則に定める選挙管理委員会が管理する。

2 この規程に定めるもののほか、選挙事務に関して必要な事項は、理事会がこれを定める。

(選挙権及び被選挙権)

第3条 有権者は代議員、被選挙権者は正会員とする。

(理事予定者の予備選挙)

第4条 代議員は、5名連記の投票により、理事予定者12名を選出する。

2 公益社団法人日本地理学会定款第24条第3項に基づき、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれる場合には、次点者を順次繰り上げる。

3 定数内の最下位の得票者の得票数が同数であるときは、年長の者を当選者とする。

4 会長経験者は、役員予定者になることができない。

5 連続4年にわたる理事経験者は、次期の理事予定者になることができない。

(監事予定者の予備選挙)

第5条 代議員は、2名連記の投票により、監事予定者2名を選出する。

2 前項で選出された監事予定者が理事予定者と重複したときには、理事予定者を優先し、次点者を順次繰り上げて監事予定者とする。

3 連続4年にわたる監事経験者は、次期の監事予定者になることができない。

(役員予定者の推薦)

第6条 理事会は、さらに理事予定者として3名以内の正会員を、監事予定者として1名の非会員を推薦することができる。ただし第4条第2項の規定に従う。

(理事長予定者及び常務理事予定者の互選)

第7条 第4条により選出された理事予定者及び前条により推薦された理事予定者は、理事長予定者1名及び常務理事予定者2名を互選する。

(欠員の補充)

第8条 役員予定者又は役員に欠員が生じたときには、次点者を順次繰り上げて役員予定者とすることができる。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は理事会が行う。

付 則

この規程は、公益社団法人日本地理学会設立の日から施行する。

公益社団法人日本地理学会会長に関する規程

2012年4月

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本地理学会定款第12条による会長について定めることを目的とする。

(会長の選任)

第2条 会長は、正会員の中から、本規程に定める予備選挙により選出し、総会で選任する。

2 会長は、役員を兼ねることができない。

(会長の任期)

第3条 会長の任期は、2年とする。

(会長予定者の予備選挙)

第4条 選挙事務は、公益社団法人日本地理学会細則に定める選挙管理委員会が管理する。

第5条 代議員の単記投票により会長候補者3名を選び、これらの候補者の中から、正会員の単記投票により会長予定者を選出する。

2 会長経験者は、会長予定者になることができない。

(会長の解任等)

第6条 会長の解任については、役員に準ずる。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、理事長がその職務を代行する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は理事会が行う。

付 則

この規程は、公益社団法人日本地理学会設立の日から施行する。